

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その1)

令和8年(2026年)

目 次

議案第 78 号 令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）に係る専決処分の承認について	5
議案第 79 号 市道路線の廃止について	18
議案第 80 号 市道路線の認定について	21
議案第 81 号 特定事業契約の変更について	24
議案第 82 号 下水道用地の管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について	26
議案第 83 号 鎌倉市公告式条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案第 84 号 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第 85 号 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案第 86 号 鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	33
議案第 87 号 鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 88 号 鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	56
議案第 89 号 鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	58
議案第 90 号 鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	61
議案第 91 号 令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）	63
議案第 92 号 令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 10 号）	71
議案第 93 号 令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）	75
議案第 94 号 令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	78
議案第 95 号 令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	81
議案第 96 号 令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	84
議案第 97 号 令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	87
議案第 98 号 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	90
報告第 22 号 交通事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	93
報告第 23 号 道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	94

議案第 78 号

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 8 号）
に係る専決処分の承認について

次の令和 7 年度鎌倉市一般会計予算の補正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないと認め、令和 8 年（2026 年）1 月 15 日に専決処分した。

よって、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和7年度鎌倉市一般会計
補正予算（第8号）

令和7年度鎌倉市一般会計補正予算（第8号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,825千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83,685,252千円とす
る。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」
による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
60 県支出金		5,606,635	94,825	5,701,460
	15 委託金	538,871	94,825	633,696
	歳 入 合 計	83,590,427	94,825	83,685,252

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 総務費		10,291,964	94,825	10,386,789
	20 選挙費	374,627	94,825	469,452
	歳 出 合 計	83,590,427	94,825	83,685,252

令和7年度鎌倉市一般会計 歳入歳出補正予算（第8号）事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
60 県支出金	5,606,635	94,825	5,701,460
歳 入 合 計	83,590,427	94,825	83,685,252

(歳出)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費	10,291,964	94,825	10,386,789
歳 出 合 計	83,590,427	94,825	83,685,252

2 歳 入

60款 県支出金	94,825千円
15項 委託金	94,825千円

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 総務費委託金	538,439	94,825	633,264
計	538,871	94,825	633,696

節		説 明
区 分	金 額	
20 選挙費委託金	千円 94,825	○衆議院議員選挙費委託金 千円 94,825

3 歳 出

10款 総務費	94,825千円
20項 選挙費	94,825千円

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 衆議院議員 選挙及び國 民審査費	千円 0	千円 94,825	千円 94,825	千円 94,825	千円	千円	千円
計	374,627	94,825	469,452	94,825	0	0	0

節		説明
区分	金額	
1 報酬	千円 4,986	○行財政運営 衆院選挙執行事務
3 職員手当等	24,188	
8 報償費	594	
9 旅費	162	
11 需用費	2,709	
12 役務費	14,076	
13 委託料	42,173	
14 使用料及び賃借料	5,937	

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費					共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考							
		給 料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)												
補正後	1,266 (38)	4,896,746	4,705,394	9,602,140			1,879,723	11,481,863								
補正前	1,266 (38)	4,896,746	4,681,206	9,577,952			1,879,723	11,457,675								
比較			24,188	24,188				24,188								
職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)
	補正後	134,188	773,601	139,520	530,468	132,470	1,676	124,705	13,925	2,270,980	180,643		297,650	4,128	101,390	50
	補正前	134,188	773,601	139,520	506,645	132,470	1,676	124,705	13,925	2,270,980	180,643		297,650	3,763	101,390	50
	比較				23,823									365		

※ () 内は、短時間勤務職員数について外書き

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費							共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考					
		報酬 (人)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)											
補正後	(1,360)	1,852,861		648,080	2,500,941				282,526	2,783,467						
補正前	(1,360)	1,851,644		648,080	2,499,724				282,526	2,782,250						
比較)	1,217			1,217					1,217						
職員手当等の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	超過勤務手当 (千円)	休日給 (千円)	夜勤手当 (千円)	管理職手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	期末勤勉手当 (千円)	住居手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	災害派遣手当 (千円)
	補正後								648,080							
	補正前								648,080							
	比較															

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員数について外書き

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減額の増減事由別内訳 (千円)	説明 (千円)	備考
職員手当等	24,188	衆議院議員選 挙及び国民審 査費事業の増 加分	24,188	超過勤務手当 23,823 管理職員特別勤務手当 365

議案第 79 号

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 8 年（2026年）2月 10 日提出

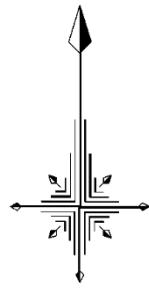
鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

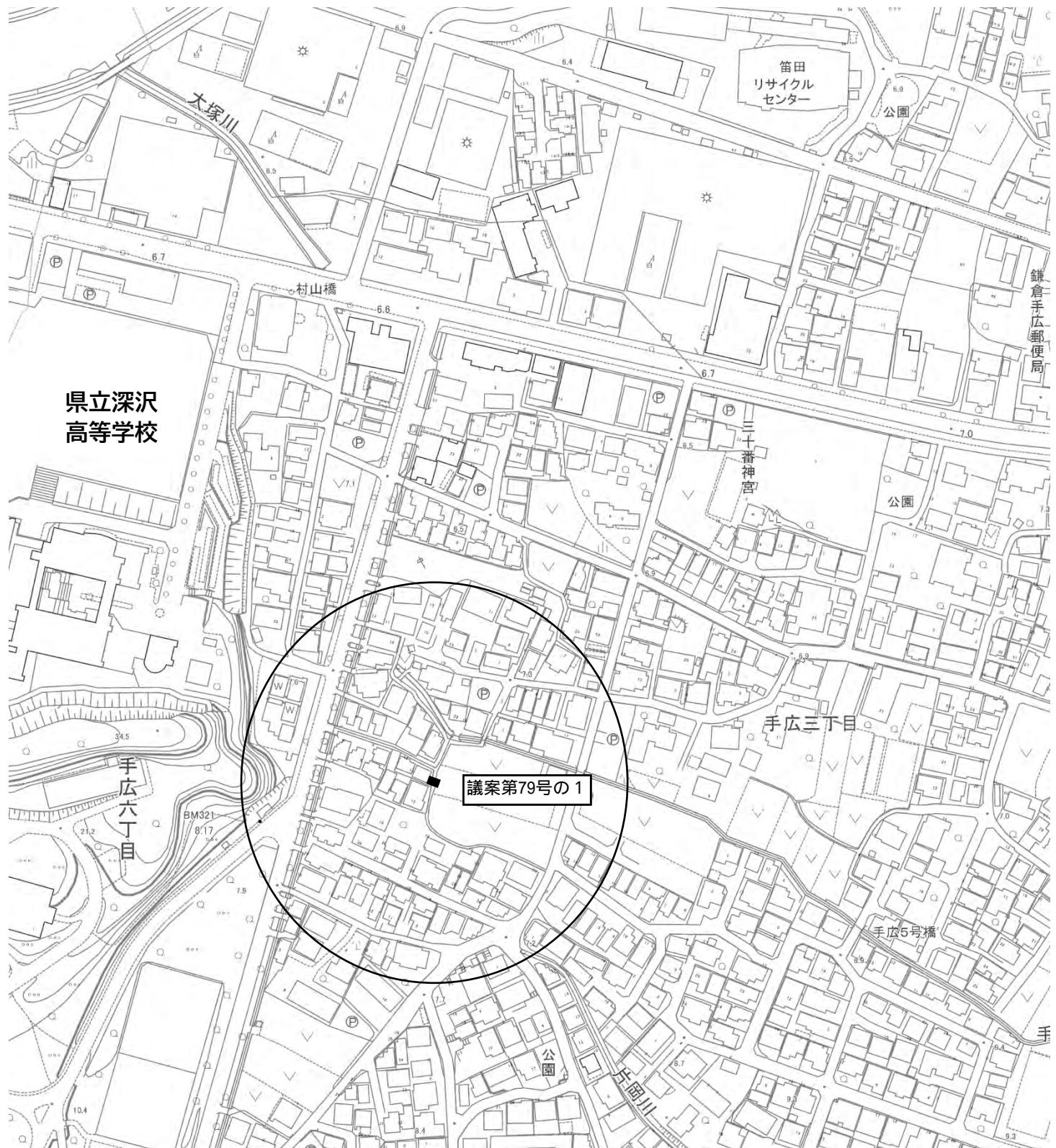
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	手 広 四 丁 目	1219番 1	手 広 四 丁 目	1216番 4	1.51～1.55	2.75	9

案内図

図面番号 9



凡例 ■ 廃止箇所



公図写
図面番号 9



市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和 8 年（2026年）2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	笛 田 三 丁 目	462番143	笛 田 三 丁 目	462番2	5.01～ 9.46	65.69	5

案内図

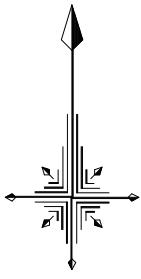
図面番号 5



凡例 認定箇所



公図写
図面番号5



特定事業契約の変更について

鎌倉市営住宅集約化事業について、次のとおり特定事業契約の変更契約を締結するものとする。

令和 8 年（2026年）2月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 事 業 名 鎌倉市営住宅集約化事業

2 契 約 相 手 方 東京都港区芝四丁目 8 番 2 号
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 望月 尚幸

東京都文京区本郷一丁目 28 番 34 号
株式会社市浦ハウジング＆プランニング
東京支店
支店長 小倉 啓太

神奈川県横須賀市久里浜二丁目 2 番 3 号
ウスイホーム株式会社
代表取締役社長 海沼 仁

3 変 更 内 容 契約金額

変 更 前	減 額 分	変 更 後
12,237,522,000円	456,352,600円	11,781,169,400円

4 提 案 理 由

市営住宅集約化事業に係る特定事業契約について、土壤汚染対策工事方法の確定、物価上昇による支払い対価の改定等に伴う変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により提出するもの。

「参考」

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律抜粋

(地方公共団体の議会の議決)

第12条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令抜粋

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

第3条 法第12条に規定する政令で定める基準は、事業契約の種類については、次の表の左欄(原文では上欄)に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額(借入れにあっては、予定賃借料の総額)が同表右欄(原文では下欄)に定める金額を下らないこととする。

法第2条第5項に規定する選定事業者が建設する同条第一項に規定する公共施設等(地方公共団体の経営する企業で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第40条第1項の規定の適用があるものの業務に関するものを除く。)の買入れ又は借入れ	都道府県	千円 500,000
	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下この表において「指定都市」という。)	300,000
	市(指定都市を除く。)	150,000
	町村	50,000

議案第 82 号

下水道用地の管理に起因する事故による市の
義務に属する損害賠償の額の決定について

令和 7 年（2025年）10月 9 日、鎌倉市浄明寺一丁目 4 番先で発生
した下水道用地の管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のと
おり定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 115,940円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

議案第 83 号

鎌倉市公式条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市公式条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により地方自治法が改正されたことに伴い、市長の自署に限られていた条例の制定改廃に係る公布文の署名について電子署名を導入するため、規定の整備を行うものである。

鎌倉市公告式条例の一部を改正する条例

鎌倉市公告式条例の一部を改正する条例（昭和25年8月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)」を加え、同条第2項中「公布は、」の次に「市のホームページに掲載し、又は」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 84 号

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、議員の期末手当
の支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和32年4月条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{230}{100}$ 」を「 $\frac{235}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「 $\frac{235}{100}$ 」を「 $\frac{232.5}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年11月1日から適用する。

(内扱)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定により令和7年11月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

議案第 85 号

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員の期末勤勉手当支給割合の引上げを踏まえ、市長等の期末手
当の支給割合の改定を行うものである。

鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例(昭和32年4月条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{187.5}{100}$ 」を「 $\frac{192.5}{100}$ 」に改める。

第2条 鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「 $\frac{192.5}{100}$ 」を「 $\frac{190}{100}$ 」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(内払)

3 第1条の規定による改正前の鎌倉市常勤特別職職員の給与に関する条例の規定により令和7年12月1日から施行日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 86 号

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

人事院勧告等の内容を踏まえ、給与の改定等を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ウ中「7,100円」を「7,300円」に、同号エ中「10,000円」を「10,400円」に、同号オ中「12,900円」を「13,500円」に、同号カ中「15,800円」を「16,600円」に、同号キ中「18,700円」を「19,700円」に、同号ク中「21,600円」を「22,800円」に、同号ケ中「24,400円」を「25,900円」に、同号コ中「26,200円」を「29,100円」に、同号サ中「28,000円」を「32,300円」に、同号シ中「29,800円」を「35,500円」に、同号ス中「31,600円」を「38,700円」に改める。

第17条第2項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{70}{100}$ 」を「 $\frac{72.5}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{105}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に、「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{100}{100}$ 」を「 $\frac{107.5}{100}$ 」に、「 $\frac{50}{100}$ 」を「 $\frac{52.5}{100}$ 」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年前	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	501,500
再任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	
短時間勤務職員以外の職員	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600	
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	

43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	463, 300		
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	463, 600		
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	463, 900		
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	464, 200		
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	427, 300			
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	427, 600			
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	427, 800			
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	428, 000			
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	428, 300			
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	428, 600			
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	428, 800			
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	429, 000			
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000	409, 300				
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400	409, 600				
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800	409, 800				
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100	410, 000				

90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600	410, 300				
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000	410, 600				
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400	410, 800				
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700	411, 000				
94		308, 000	358, 400	400, 200					
95		308, 300	358, 800	400, 600					
96		308, 700	359, 100	401, 000					
97		308, 900	359, 400	401, 300					
98		309, 200	359, 800						
99		309, 500	360, 200						
100		309, 900	360, 600						
101		310, 100	361, 100						
102		310, 400	361, 500						
103		310, 700	361, 900						
104		311, 000	362, 300						
105		311, 200	362, 800						
106		311, 500	363, 200						
107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						
109		312, 300	364, 200						
110		312, 600	364, 600						
111		313, 000	364, 900						
112		313, 300	365, 200						
113		313, 500	365, 600						
114		313, 700	366, 000						
115		314, 000	366, 300						
116		314, 400	366, 600						
117		314, 600	367, 000						
118		314, 800	367, 400						
119		315, 100	367, 700						
120		315, 400	368, 000						
121		315, 700	368, 400						
122		315, 900	368, 800						
123		316, 200	369, 100						
124		316, 500	369, 400						
125		316, 800	369, 800						
126			370, 200						
127			370, 500						
128			370, 800						
129			371, 200						
130			371, 600						
131			371, 900						
132			372, 200						
133			372, 600						
定年前 再任用 短時間		200, 300	262, 100	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

勤務職員							
------	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第6条）

職員の区分	級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	188,300	240,400	242,000	256,000	298,300
定年前	2	189,500	241,200	243,300	257,900	299,900
再任用	3	190,800	242,000	244,700	259,800	301,400
短時間	4	192,000	242,700	246,100	261,700	302,900
勤務職員以外の職員	5	193,100	243,400	247,500	263,600	304,400
	6	194,300	244,100	248,900	265,500	305,900
	7	195,600	244,900	250,300	267,400	307,300
	8	196,900	245,600	251,700	269,300	308,600
	9	198,200	246,400	253,100	271,200	309,800
	10	199,900	247,100	254,300	273,100	311,300
	11	201,600	247,800	255,600	275,000	312,700
	12	203,300	248,400	256,900	276,900	314,100
	13	205,000	249,100	258,100	278,800	315,500
	14	206,700	249,500	259,300	280,700	316,600
	15	208,300	250,000	260,500	282,600	317,600
	16	209,900	250,400	261,700	284,500	318,800
	17	211,500	257,400	262,800	286,400	320,000
	18	213,000	258,200	263,900	288,300	321,600
	19	214,500	259,000	265,000	290,200	323,200
	20	215,900	259,700	266,100	292,100	324,800
	21	217,300	260,400	272,300	294,000	326,200
	22	218,800	261,300	273,300	295,900	327,800
	23	220,300	262,200	274,300	297,800	329,400
	24	221,800	263,100	275,300	299,700	331,000
	25	223,200	264,100	276,300	301,600	332,400
	26	224,600	265,000	277,300	303,500	334,100
	27	226,000	266,000	278,300	305,400	335,700
	28	227,400	266,900	279,300	307,300	337,300
	29	228,800	267,800	280,300	309,200	338,700
	30	229,800	268,600	281,300	311,000	340,400
	31	230,900	269,300	282,200	312,600	342,100
	32	232,000	269,700	283,200	314,200	343,700
	33	240,400	270,300	284,200	315,400	344,900
	34	241,200	270,700	285,200	316,400	346,800
	35	242,000	271,100	286,200	317,300	348,500
	36	242,700	271,500	287,200	318,100	350,100
	37	243,400	271,900	288,200	319,000	351,600
	38	244,100	272,400	289,500	320,300	353,200
	39	244,900	272,900	290,800	321,600	354,800
	40	245,600	273,500	292,000	322,800	356,400
	41	246,400	274,200	293,200	323,700	358,100
	42	247,100	274,800	294,500	324,900	359,900
	43	247,800	275,400	295,700	326,100	361,700
	44	248,400	276,200	296,900	327,200	363,500

	45	249, 100	277, 000	297, 900	328, 200	365, 000
	46	249, 500	277, 700	299, 100	329, 200	366, 400
	47	250, 000	278, 200	300, 300	330, 300	367, 800
	48	250, 400	278, 900	301, 600	331, 400	369, 200
	49	250, 900	279, 700	302, 900	332, 400	370, 700
	50	251, 300	280, 400	303, 900	333, 400	371, 500
	51	251, 800	281, 100	304, 900	334, 500	372, 400
	52	252, 200	281, 700	305, 900	335, 600	373, 400
	53	252, 500	282, 400	307, 000	336, 600	374, 300
	54	252, 800	283, 100	308, 200	337, 700	375, 400
	55	253, 100	283, 800	309, 300	338, 800	376, 300
	56	253, 400	284, 400	310, 500	339, 800	377, 300
	57	253, 900	285, 000	311, 600	340, 800	378, 200
	58	254, 400	285, 700	312, 900	341, 800	378, 900
	59	254, 800	286, 300	314, 200	342, 700	379, 600
	60	255, 300	286, 800	315, 500	343, 700	380, 200
	61	255, 800	287, 200	316, 700	344, 700	380, 600
	62	256, 300	287, 700	318, 000	345, 600	381, 200
	63	256, 700	288, 100	319, 300	346, 600	381, 800
	64	257, 100	288, 500	320, 600	347, 600	382, 500
	65	257, 400	289, 000	321, 900	348, 600	382, 800
	66	257, 900	289, 500	323, 100	349, 600	383, 500
	67	258, 400	290, 000	324, 400	350, 600	384, 200
	68	258, 800	290, 300	325, 500	351, 500	384, 800
	69	259, 200	290, 700	326, 400	352, 400	385, 100
	70	259, 700	291, 100	327, 700	353, 300	385, 600
	71	260, 100	291, 500	329, 000	354, 100	386, 200
	72	260, 500	292, 000	330, 300	355, 000	386, 800
	73	260, 900	292, 300	331, 400	355, 900	387, 100
	74	261, 300	292, 700	332, 700	356, 900	387, 700
	75	261, 800	293, 200	333, 900	357, 900	388, 400
	76	262, 100	293, 700	335, 100	358, 800	389, 000
	77	262, 400	294, 100	336, 400	359, 700	389, 400
	78	262, 800	294, 700	337, 400	360, 600	389, 900
	79	263, 200	295, 200	338, 500	361, 500	390, 500
	80	263, 500	295, 800	339, 600	362, 300	391, 000
	81	263, 900	296, 400	340, 300	363, 100	391, 500
	82	264, 300	296, 900	341, 200	363, 900	392, 100
	83	264, 600	297, 500	341, 900	364, 700	392, 500
	84	264, 900	298, 000	342, 700	365, 400	392, 800
	85	265, 300	298, 500	343, 500	366, 100	393, 200
	86	265, 600		343, 900	366, 900	393, 700
	87	265, 900		344, 400	367, 700	394, 100
	88	266, 300		345, 100	368, 300	394, 500
	89	266, 600		345, 900	369, 000	394, 900
	90			346, 600	369, 600	395, 400
	91			347, 300	370, 300	395, 800
	92			347, 900	371, 000	396, 200
	93			348, 400	371, 600	396, 500
	94			349, 000	372, 100	397, 000

	95		349, 500	372, 600	397, 400	
	96		350, 100	373, 100	397, 800	
	97		350, 400	373, 500	398, 100	
	98		350, 900	374, 000	398, 600	
	99		351, 200	374, 500	399, 000	
	100		351, 600	374, 900	399, 400	
	101		352, 000	375, 400	399, 700	
	102		352, 500	375, 900	400, 200	
	103		353, 000	376, 400	400, 600	
	104		353, 500	376, 800	401, 000	
	105		353, 800	377, 300	401, 300	
	106		354, 200	377, 800		
	107		354, 600	378, 300		
	108		355, 000	378, 700		
	109		355, 300	379, 200		
	110		355, 700	379, 700		
	111		356, 100	380, 200		
	112		356, 500	380, 600		
	113		356, 700	381, 100		
	114		357, 100	381, 600		
	115		357, 500	382, 100		
	116		357, 900	382, 500		
	117		358, 100	383, 000		
	118		358, 400	383, 500		
	119		358, 800	384, 000		
	120		359, 100	384, 400		
	121		359, 400	384, 900		
	122		359, 800			
	123		360, 200			
	124		360, 600			
	125		361, 100			
	126		361, 500			
	127		361, 900			
	128		362, 300			
	129		362, 800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		206, 200	258, 800	264, 600	270, 700	290, 600

備考 この表は、技能労務職に適用する。

第2条 鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ	片道65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円
ソ	片道70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
タ	片道75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
チ	片道80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
ツ	片道85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
テ	片道90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
ト	片道95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
ナ	片道100キロメートル以上	66,400円

第11条に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自転車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とする者(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第17条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{126.25}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{106.25}{100}$ 」に改め、同条第3項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{126.25}{100}$ 」に、「 $\frac{72.5}{100}$ 」を「 $\frac{71.25}{100}$ 」に改め、同条第7項中「 $\frac{110}{100}$ 」を「 $\frac{111.25}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{106.25}{100}$ 」に改め、同条第8項中「 $\frac{110}{100}$ 」を「 $\frac{111.25}{100}$ 」に、「 $\frac{130}{100}$ 」を「 $\frac{131.25}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{106.25}{100}$ 」に、「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{126.25}{100}$ 」に改め、同条第9項中「 $\frac{110}{100}$ 」を「 $\frac{111.25}{100}$ 」に、「 $\frac{107.5}{100}$ 」を「 $\frac{106.25}{100}$ 」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例(平成17年7月条例第15号)

の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を「655,000」に改める。

第6条第2項中「 $\frac{125}{100}$ 」を「 $\frac{127.5}{100}$ 」に、「 $\frac{175}{100}$ 」を「 $\frac{180}{100}$ 」に改める。

第4条 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、第16条の3及び第17条から第17条の3までの規定中勤手当に関する」を「及び第16条の3の」に改め、同条第2項中「 $\frac{127.5}{100}$ 」を「 $\frac{126.25}{100}$ 」

に、「 $\frac{180}{100}$ 」を「 $\frac{96.25}{100}$ 」と、同条第7項中「 $\frac{106.25}{100}$ 」とあるのは「 $\frac{88.75}{100}$ 」に

改める。

(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年6月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項を次のように改める。

6 第1項から第4項までの規定にかかわらず、特別の勤務に従事するパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、鎌倉市職員定数条例第1条に規定する職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、当該パートタイム会計年度任用職員に対する1箇月当たりの支給額（以下この項において「月額換算支給額」という。）が360,000円を超えない範囲内において規則で定める。この場合における当該パートタイム会計年度任用職員に対する1時間当たりの支給額は、月額換算支給額に当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1箇月当たりの勤務時間を除して得た額が地域別最低賃金額以上の額とする。

第23条第3項第2号の表中「350円」を「360円」に、「500円」を「520円」に、「640円」を「670円」に、「790円」を「830円」に、「930円」を「980円」に、「1,080円」を「1,140円」に、「1,220円」を「1,290円」に、「1,310円」を「1,450円」に、「1,400円」を「1,610円」に、「1,490円」を「1,770円」に、「1,580円」を「1,930円」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条）

号給 ＼職種	一般職1（定例的又は補助的な事務に従事する事務職員又は技術職員）	一般職2（知識経験を必要とする事務に従事する事務職員又は技術職員）
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900

43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300

92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900
123		316, 200
124		316, 500
125		316, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条）

号給 ＼	職種 技能労務職1（業務に従事する職員）	技能労務職2（技能経験を必要とする業務に従事する職員）
	給料月額	給料月額
1	188,300	240,400
2	189,500	241,200
3	190,800	242,000
4	192,000	242,700
5	193,100	243,400
6	194,300	244,100
7	195,600	244,900
8	196,900	245,600
9	198,200	246,400
10	199,900	247,100
11	201,600	247,800
12	203,300	248,400
13	205,000	249,100
14	206,700	249,500
15	208,300	250,000
16	209,900	250,400
17	211,500	257,400
18	213,000	258,200
19	214,500	259,000
20	215,900	259,700
21	217,300	260,400
22	218,800	261,300
23	220,300	262,200
24	221,800	263,100
25	223,200	264,100
26	224,600	265,000
27	226,000	266,000
28	227,400	266,900
29	228,800	267,800
30	229,800	268,600
31	230,900	269,300
32	232,000	269,700
33	240,400	270,300
34	241,200	270,700
35	242,000	271,100
36	242,700	271,500
37	243,400	271,900
38	244,100	272,400
39	244,900	272,900
40	245,600	273,500
41	246,400	274,200
42	247,100	274,800

43	247, 800	275, 400
44	248, 400	276, 200
45	249, 100	277, 000
46	249, 500	277, 700
47	250, 000	278, 200
48	250, 400	278, 900
49	250, 900	279, 700
50	251, 300	280, 400
51	251, 800	281, 100
52	252, 200	281, 700
53	252, 500	282, 400
54	252, 800	283, 100
55	253, 100	283, 800
56	253, 400	284, 400
57	253, 900	285, 000
58	254, 400	285, 700
59	254, 800	286, 300
60	255, 300	286, 800
61	255, 800	287, 200
62	256, 300	287, 700
63	256, 700	288, 100
64	257, 100	288, 500
65	257, 400	289, 000
66	257, 900	289, 500
67	258, 400	290, 000
68	258, 800	290, 300
69	259, 200	290, 700
70	259, 700	291, 100
71	260, 100	291, 500
72	260, 500	292, 000
73	260, 900	292, 300
74	261, 300	292, 700
75	261, 800	293, 200
76	262, 100	293, 700
77	262, 400	294, 100
78	262, 800	294, 700
79	263, 200	295, 200
80	263, 500	295, 800
81	263, 900	296, 400
82	264, 300	296, 900
83	264, 600	297, 500
84	264, 900	298, 000
85	265, 300	298, 500
86	265, 600	
87	265, 900	
88	266, 300	
89	266, 600	

備考 この表は、技能労務職のフルタイム会計年度任用職員に適用する。

第6条 鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第11条第2項各号及び」を「第11条第2項各号及び第3項並びに」に改め、同条第3項第2号の表中「60キロメートル以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同表に次のように加える。

使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である者	2,110円
使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である者	2,280円
使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である者	2,460円
使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である者	2,630円
使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である者	2,810円
使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である者	2,980円
使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である者	3,150円
使用距離が片道100キロメートル以上である者	3,320円

第23条に次の1項を加える。

4 前項の規定により通勤に係る費用弁償の支給を受けている職員（同項第1号に掲げる区分の者を除く。）で、自転車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤に係る費用弁償の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、規則で定める期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤に係る費用弁償 当該費用弁償の1箇月当たりの支給額が5,000円を超えない範囲内で、駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤に係る費用弁償以外の通勤に係る費用弁償 前項の規定による額

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は令和8年4月1日から施行する。

(適用)

2 第1条の規定による改正後の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第11条、別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付条例」という。）第4条の規定並びに第5条の規定による改正後の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）第23条、別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第17条の規定及び改正後の任期付条例第6条の規定は同年12月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

4 改正後の任期付条例の規定を適用する場合においては、第3条の規定による改正前の鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付条例の規定による給与の内払とみなす。

5 改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第5条の規定による改正前の鎌倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

6 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第1条の規定による改正前の鎌倉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替期間の異動者の号給の決定等）

7 切替日から公布の日の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により新たに別表第1の給料表の適用を受ける職員となった者及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、規則で定める職員の改正後の給与条例の規定による別表第1の給料表の適用又は異動の日における号給は、規則で定める。

付則別表（付則第6項） 別表第1の給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給／旧級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28

45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	46
63	59	55	55	51	47
64	60	56	56	52	48
65	61	57	57	53	49
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78	74	
87	83	79	79	75	
88	84	80	80	76	
89	85	81	81	77	
90	86	82	82	78	
91	87	83	83	79	

92	88	84	84	80	
93	89	85	85	81	
94	90	86	86		
95	91	87	87		
96	92	88	88		
97	93	89	89		
98	94	90	90		
99	95	91	91		
100	96	92	92		
101	97	93	93		
102	98	94			
103	99	95			
104	100	96			
105	101	97			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				
126	122				
127	123				
128	124				
129	125				
130	126				
131	127				
132	128				
133	129				
134	130				
135	131				
136	132				
137	133				

議案第 87 号

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴
い、規定の整備を行うものである。

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

国の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴
い、規定の整備を行うものである。

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例

鎌倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年10月条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「一般的条件」を「一般的要件」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第26条後段を削る。

第27条中「職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

鎌倉市下水道条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市下水道事業運営審議会の答申に基づく下水道使用料の改定及び国の技術的助言である標準下水道条例についての改正を受け、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等の設計及び工事を行うことを可能にするための規定の整備等を行うものである。

鎌倉市下水道条例の一部を改正する条例

鎌倉市下水道条例（昭和46年6月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の後に次の1号を加える。

(3) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う設計及び工事

第12条第1項の表を次のように改める。

区分	使用料		
	基本使用料	従量使用料	
一般汚水		1月当たりの汚水量	金額（1立方メートルにつき）
1,116円	4立方メートルまでの分	5円	
	4立方メートルを超えて、8立方メートルまでの分	10円	
	8立方メートルを超えて、15立方メートルまでの分	152円	
	15立方メートルを超えて、20立方メートルまでの分	163円	
	20立方メートルを超えて、30立方メートルまでの分	176円	
	30立方メートルを超えて、50立方メートルまでの分	193円	
	50立方メートルを超えて、100立方メートルまでの分	216円	
	100立方メートルを超えて、300立方メートルまでの分	280円	
	300立方メートルを超えて、1,000立方メートルまでの分	344円	
公衆浴場その他市長が定める施設	1立方メートルにつき	5円	411円

のし尿を含
まない汚水

第13条第3項各号列記以外の部分中「、水道水を使用し、かつ」及び「(水道水の使用に係る部分に限る。)」を削り、「8立方メートルまでの分の項に対応する同条」を「一般汚水の項基本使用料の欄」に改め、同項第1号中「4立方メートル以下」を「0立方メートル」に改め、同項第2号中「12立方メートル以下」を「0立方メートル」に改める。

第25条第1号中「第44条第3項」を「第49条第3項」に改める。

第48条中「第36条」を「第41条」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、第5条の改正規定、第25条の改正規定及び第48条の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項及び第13条第3項の規定は、施行日以後の使用に係る公共下水道の使用料について適用し、施行日前の使用に係る公共下水道の使用料については、なお従前の例による。

議案第 90 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年（2026年）2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴い、サウナ設備の規定について、簡易的なサウナの特性に応じた内容に改めるとともに、住宅における火災予防を推進するための施策として新たに感震ブレーカーの普及促進について明記するものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条の2（見出しを含む。）中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものという。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。
- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）の規定及び第5条第1項を準用する。

第30条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第45条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第45条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

付 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 91 号

令和 7 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 9 号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 234,896 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,920,148 千円と
する。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 嶸入歳出予算補正」
による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 市税		38,593,461	1,250,092	39,843,553
5 市民税		20,328,334	750,215	21,078,549
10 固定資産税		13,876,823	374,338	14,251,161
15 軽自動車税		200,256	6,929	207,185
20 市たばこ税		774,201	37,109	811,310
30 都市計画税		3,413,847	81,501	3,495,348
10 地方譲与税		308,102	9,661	317,763
8 地方揮発油譲与税		67,000	4,786	71,786
10 自動車重量譲与税		220,000	4,875	224,875
15 利子割交付金		26,000	57,773	83,773
5 利子割交付金		26,000	57,773	83,773
16 配当割交付金		318,000	180,630	498,630
5 配当割交付金		318,000	180,630	498,630
18 法人事業税交付金		480,000	8,325	488,325
5 法人事業税交付金		480,000	8,325	488,325
19 地方消費税交付金		4,325,000	△100,000	4,225,000
5 地方消費税交付金		4,325,000	△100,000	4,225,000
33 地方特例交付金		127,000	6,381	133,381
5 地方特例交付金		127,000	6,381	133,381
35 地方交付税		20,000	△11,000	9,000
5 地方交付税		20,000	△11,000	9,000
50 使用料及び手数料		1,289,640	△31,617	1,258,023
5 使用料		368,546	14	368,560
10 手数料		921,094	△31,631	889,463
55 国庫支出金		16,136,028	△828,035	15,307,993
5 国庫負担金		10,682,974	△482,403	10,200,571

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	10 国庫補助金	5,415,368	△345,632	5,069,736
60 県支出金		5,701,460	△199,884	5,501,576
	5 県負担金	3,611,559	△94,495	3,517,064
	10 県補助金	1,456,205	△116,389	1,339,816
	15 委託金	633,696	11,000	644,696
65 財産収入		635,609	185,686	821,295
	5 財産運用収入	134,599	12,822	147,421
	10 財産売払収入	501,010	172,864	673,874
70 寄附金		3,019,124	41,030	3,060,154
	5 寄附金	3,019,124	41,030	3,060,154
75 繰入金		5,479,100	△3,134,447	2,344,653
	5 基金繰入金	5,411,580	△3,318,902	2,092,678
	10 他会計繰入金	67,520	184,455	251,975
80 繰越金		778,225	2,455,251	3,233,476
	5 繰越金	778,225	2,455,251	3,233,476
85 諸収入		1,061,615	9,950	1,071,565
	5 延滞金加算金及び過料	50,835	△15,000	35,835
	25 雑入	672,560	24,950	697,510
90 市債		4,428,500	335,100	4,763,600
	5 市債	4,428,500	335,100	4,763,600
歳 入 合 計		83,685,252	234,896	83,920,148

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 議会費		440, 051	△1, 870	438, 181
10 総務費	5 総務管理費	440, 051	△1, 870	438, 181
15 民生費	5 社会福祉費	10, 386, 789	1, 839, 891	12, 226, 680
20 衛生費	10 児童福祉費	8, 206, 220	1, 953, 120	10, 159, 340
25 農林水産業費	15 戸籍住民基本台帳費	807, 798	△28, 200	779, 598
30 土木費	20 選挙費	690, 933	△77, 679	613, 254
35 商工費	25 統計調査費	469, 452	760	470, 212
40 観光費	30 監査委員費	150, 070	△2, 500	147, 570
45 土木費		62, 316	△5, 610	56, 706
5 労働費	5 保健衛生費	34, 436, 255	△1, 135, 478	33, 300, 777
10 清掃費	10 生活保護費	15, 635, 026	106, 197	15, 741, 223
15 環境対策費		16, 323, 851	△1, 485, 705	14, 838, 146
20 観光費	5 労働諸費	2, 476, 203	244, 030	2, 720, 233
25 農林水産業費	5 商工費	8, 730, 711	128, 752	8, 859, 463
30 土木費	5 観光費	2, 115, 571	△1, 290	2, 114, 281
35 商工費		6, 232, 299	129, 868	6, 362, 167
40 観光費	5 農業水産業費	382, 841	174	383, 015
45 土木費		93, 097	380	93, 477
	5 農業水産業費	93, 097	380	93, 477
		594, 603	△44, 512	550, 091
	5 商工費	594, 603	△44, 512	550, 091
		1, 477, 447	△9, 390	1, 468, 057
	5 観光費	1, 477, 447	△9, 390	1, 468, 057
		422, 179	△11, 223	410, 956
	5 農業水産業費	422, 179	△11, 223	410, 956
		12, 309, 867	△454, 086	11, 855, 781

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
	5 土木管理費	1,891,291	△80,621	1,810,670
	10 道路橋りょう費	1,282,690	△174,372	1,108,318
	15 河川費	355,432	△3,670	351,762
	20 都市計画費	5,688,284	△199,923	5,488,361
	25 住宅費	3,092,170	4,500	3,096,670
50	消防費	3,092,459	12,659	3,105,118
	5 消防費	3,092,459	12,659	3,105,118
55	教育費	7,967,846	△130,895	7,836,951
	5 教育総務費	2,670,303	△39,975	2,630,328
	10 小学校費	2,056,025	△17,080	2,038,945
	15 中学校費	727,150	△2,607	724,543
	20 社会教育費	2,138,449	△72,953	2,065,496
	25 保健体育費	375,919	1,720	377,639
60	公債費	3,678,948	31,034	3,709,982
	5 公債費	3,678,948	31,034	3,709,982
65	諸支出金	5,000	9,634	14,634
	5 土地開発公社費	5,000	9,634	14,634
歳 出 合 計		83,685,252	234,896	83,920,148

第2表 繼続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	名越中継施設整備事業	5,542,396	千円 6	千円 9,928	5,855,346	千円 6	千円 9,928
				7	492,740		7	805,690
				8	352,930		8	352,930
				9	1,886,268		9	1,886,268
				10	2,800,530		10	2,800,530

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
15 民 生 費	05 社会福祉費	地域密着型サービス等整備助成事業補助事業	千円 115,122
15 民 生 費	05 社会福祉費	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助事業	7,710
45 土 木 費	20 都市計画費	深沢地区まちづくり支援事業	45,296
45 土 木 費	20 都市計画費	夫婦池公園堤体補修事業	7,920
55 教 育 費	25 保健体育費	スポーツ一斉施設基本方針策定支援業務委託事業	5,999

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
本庁舎等施設整備事業費	千円 310,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 295,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機関資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借り入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
社会福祉施設整備事業費	56,300	同 上	同 上	同 上	15,500	同 上	同 上	同 上
清掃施設整備事業費	654,000	同 上	同 上	同 上	898,600	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	638,700	同 上	同 上	同 上	549,800	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	207,100	同 上	同 上	同 上	208,600	同 上	同 上	同 上
防災対策事業費	64,000	同 上	同 上	同 上	66,800	同 上	同 上	同 上
公営住宅建設事業費	1,591,000	同 上	同 上	同 上	1,814,900	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業費	209,100	同 上	同 上	同 上	220,700	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業費	232,200	同 上	同 上	同 上	228,400	同 上	同 上	同 上
合 計	4,428,500				4,763,600			

令和 7 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第10号）

令和 7 年度鎌倉市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,076 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83,932,224 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55 国庫支出金		15,307,993	4,953	15,312,946
	10 国庫補助金	5,069,736	4,953	5,074,689
75 繰入金		2,344,653	7,123	2,351,776
	5 基金繰入金	2,092,678	7,123	2,099,801
歳 入 合 計		83,920,148	12,076	83,932,224

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
10 総務費		12,226,680	4,953	12,231,633
	15 戸籍住民基本台帳費	613,254	4,953	618,207
15 民生費		33,300,777	7,123	33,307,900
	5 社会福祉費	15,741,223	7,123	15,748,346
	歳 出 合 計	83,920,148	12,076	83,932,224

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	氏名の振り仮名法制化に係る住民記録システム一括作業委託事業	千円 4,953

令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅
東口市街地再開発事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 900 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,500 千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10 繰入金		12,300	△383	11,917
	5 他会計繰入金	12,300	△383	11,917
15 繰越金		1,000	1,283	2,283
	5 繰越金	1,000	1,283	2,283
歳 入 合 計		20,600	900	21,500

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5 事業費		19, 600	900	20, 500
5 事業費		19, 600	900	20, 500
歳 出 合 計		20, 600	900	21, 500

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第 3 号）

令和 7 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 281,775 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,683,354 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 国民健康保険料		3,842,916	34,848	3,877,764
30 県支出金	5 国民健康保険料	3,842,916	34,848	3,877,764
38 財産収入	3 県負担金・補助金	10,917,394	13,862	10,931,256
40 繰入金	5 財産運用収入	645	1,750	2,395
45 繰越金	5 他会計繰入金	1,575,098	△29,240	1,545,858
	5 繰越金	1,335,098	△29,240	1,305,858
歳 入 合 計		16,401,579	281,775	16,683,354

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		338, 212	△14, 330	323, 882
5 総務管理費		245, 773	1, 270	247, 043
10 徴収費		91, 759	△15, 600	76, 159
10 保険給付費		10, 713, 942	31, 800	10, 745, 742
10 高額療養費		1, 309, 600	31, 500	1, 341, 100
15 移送費		200	300	500
30 傷病手当諸費		100	0	100
11 国民健康保険事業費納付金		5, 148, 628	0	5, 148, 628
5 医療給付費分		3, 372, 844	0	3, 372, 844
10 後期高齢者支援金等分		1, 270, 159	0	1, 270, 159
25 保健事業費		169, 703	0	169, 703
3 特定健康診査等事業費		158, 164	0	158, 164
27 基金積立金		645	264, 305	264, 950
5 基金積立金		645	264, 305	264, 950
歳 出 合 計		16, 401, 579	281, 775	16, 683, 354

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,072,662 千円を
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,411,862 千円
とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		4,584,022	8,612	4,592,634
	5 国庫負担金	3,284,062	95,032	3,379,094
	10 国庫補助金	1,299,960	△86,420	1,213,540
20 県支出金		2,697,483	31,162	2,728,645
	5 県負担金	2,611,783	34,284	2,646,067
	15 県補助金	85,700	△3,122	82,578
25 支払基金交付金		5,062,397	122,306	5,184,703
	5 支払基金交付金	5,062,397	122,306	5,184,703
30 財産収入		3,580	2,531	6,111
	5 財産運用収入	3,580	2,531	6,111
40 繰入金		3,375,683	356,162	3,731,845
	5 一般会計繰入金	2,942,697	48,838	2,991,535
	10 基金繰入金	432,986	307,324	740,310
45 繰越金		11,198	551,889	563,087
	5 繰越金	11,198	551,889	563,087
歳 入 合 計		19,339,200	1,072,662	20,411,862

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		448, 098	△19, 967	428, 131
10 保険給付費	5 介護サービス等諸費	448, 098	△19, 967	428, 131
12 地域支援事業費		18, 141, 059	535, 358	18, 676, 417
25 基金積立金	5 基金積立金	18, 141, 059	535, 358	18, 676, 417
30 諸支出金		659, 703	36, 839	696, 542
	5 償還金及び還付加算金	659, 703	36, 839	696, 542
	10 繰出金	13, 419	227, 489	240, 908
	5 基金積立金	13, 419	227, 489	240, 908
	10 繰出金	76, 721	292, 943	369, 664
	5 償還金及び還付加算金	10, 201	118, 615	128, 816
	10 繰出金	66, 520	174, 328	240, 848
歳 出 合 計		19, 339, 200	1, 072, 662	20, 411, 862

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鎌倉市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,832 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,413,694 千円とす
る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
15 国庫支出金		4,592,634	915	4,593,549
	10 国庫補助金	1,213,540	915	1,214,455
40 繰入金		3,731,845	917	3,732,762
	5 一般会計繰入金	2,991,535	917	2,992,452
歳 入 合 計		20,411,862	1,832	20,413,694

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		428, 131	1, 832	429, 963
	5 総務管理費	428, 131	1, 832	429, 963
	歳 出 合 計	20, 411, 862	1, 832	20, 413, 694

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 399,951 千円を追
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,261,812 千円と
する。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」
による。

令和 8 年（2026 年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 後期高齢者医療保険料		千円 4,287,017	千円 190,306	千円 4,477,323
7 国庫支出金	5 後期高齢者医療保険料	4,287,017	190,306	4,477,323
8 県支出金		0	4,687	4,687
10 繰入金	5 県補助金	0	4,687	4,687
15 繰越金	5 一般会計繰入金	10,061	△10,061	0
20 諸収入	5 繰越金	2,535,782	135,482	2,671,264
	5 延滞金、加算金及び過料	2,535,782	135,482	2,671,264
歳 入 合 計		6,861,861	399,951	7,261,812

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
5 総務費		108, 355	△4, 202	104, 153
5 総務管理費		108, 355	△4, 202	104, 153
10 広域連合納付金		6, 737, 506	394, 026	7, 131, 532
5 広域連合納付金		6, 737, 506	394, 026	7, 131, 532
15 諸支出金		14, 000	10, 127	24, 127
10 繰出金		1, 000	10, 127	11, 127
歳 出 合 計		6, 861, 861	399, 951	7, 261, 812

令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、
次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度鎌倉市下水道事業会計予算（以下「予算」とい
う。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
-------	---------	---------	-----

4 主要な建設改良費

（1）管渠事業費	437, 259千円	△39, 820千円	397, 439千円
（収益的収入及び支出）			

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとお
り補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

収 入

第 1 款 下水道事業収益	7, 469, 350千円	△61, 360千円	7, 407, 990千円
第 1 項 営業収益	3, 450, 959千円	24, 382千円	3, 475, 341千円
第 2 項 営業外収益	4, 018, 391千円	△85, 742千円	3, 932, 649千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	7, 422, 146千円	△249, 338千円	7, 172, 808千円
第 1 項 営業費用	6, 962, 930千円	△240, 338千円	6, 722, 592千円
第 2 項 営業外費用	454, 216千円	△ 9, 000千円	445, 216千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,631,598千円は、過年度分損益勘定留保資金41,108千円及び当年度分損益勘定留保資金1,255,267千円及び減債積立金335,223千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,569,547千円は、過年度分損益勘定留保資金41,108千円、当年度分損益勘定留保資金1,249,467千円及び減債積立金278,972千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	2,038,896千円	12,000千円	2,050,896千円
第1項 企業債	585,700千円	△8,500千円	577,200千円
第2項 他会計補助金	1,274,892千円	30,800千円	1,305,692千円
第3項 国庫補助金	174,300千円	△10,300千円	164,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,670,494千円	△50,051千円	3,620,443千円
第1項 建設改良費	898,291千円	△50,051千円	848,240千円

(企業債)

第5条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的	既決限度額				補正限度額			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 585,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借入れる政府の資金及び地 方公共団体金融機構資金につ いて、利 率の見 直しを行 った後にお いては、當 該見 直しの利 率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他に借り入れられる日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 577,200	普通貸借または証券発行。事業の進捗等による起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借入れる政府の資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行場合は、借り入れの日から据置期間を含め、40年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えことができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

職員給与費 369,093千円 △40,906千円 328,187千円

令和8年(2026年)2月10日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

交通事故による市の義務に属する損害賠償の
額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年(2025年) 9 月 8 日、鎌倉市山ノ内217番地先路上で発生した、大船消防署警備課用務で稼働中の救急車による交通事故に係る市の義務に属する損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和 8 年 (2026年) 2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 95,500円

2 損害賠償の相手方

[REDACTED]
[REDACTED]

3 処分の日 令和 8 年 (2026年) 1 月 16 日

報告第 23 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 7 年（2025年）10月 8 日、鎌倉市腰越三丁目20番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年（2026年）2 月 10 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 1,095円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

[REDACTED]

3 処分の日 令和 8 年（2026年）1 月 19 日